

令和7年第2回 蕨市国民健康保険運営協議会会議録

■日 時 令和7年8月21日（木） 午後2時00分～午後3時00分

■場 所 蕨市役所 4階 大会議室

■出席者（敬称略）

委 員 植田富美子（会長）、田村明人、山脇紀子、先崎隆、山野京子、今野彰比古、
本吉義博

賴高英雄市長

事務局 小柴正樹（市民生活部長）、藤野聰雄（納税課長）、
大山麻美子（医療保険課長）、横田里志（医療保険課長補佐）、
田中緑（医療保険課係長）、稻川亜希子（医療保険課主査）、
川元香乃（医療保険課主査）

■次 第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 市長挨拶
4. 審議事項
5. 議案第1号 令和6年度蕨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
議案第2号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて
その他
6. 閉会

■内 容

【1. 開会】

【2. 会長挨拶】

先月埼玉県の国保協議会の総会に参加した。埼玉県の国保の現状について話があり、令和4年から団塊の世代が後期高齢者へ移行した結果、30万人くらい国保の会員が減っているとのこと。また、蕨市も含め、市町村では税率改正を行っており、令和7年度から令和8年度には4方式から2方式へ移行していくという市町村も増えている。保険者努力支援制度では取り組みが評価され、それにより交付金の金額が変わってくるので、医療費適正化の取組や特定健診の受診率をあげるなど、努力していかなければならないという話もあった。税率改正については、あまり税率が上がると、このような物価高騰の状況では、支払いが難しくなるという現状も考えられる。今日の内容をよく聞いて忌憚のないご意見をいただきたいと思う。本日はよろしくお願い申し上げる。

【3．市長挨拶】

国保運営協議会委員の皆様には日頃から国保の円滑な運営にご尽力いただき、また多忙のところ出席していただき、感謝申し上げる。

今年度蕨市では、引き続き健康づくりに力を入れようということで、新たな施策も含めて進めてきた。特に特定健診については、今年度の6月からスタートしているが、受診率を向上させるため、これまで自己負担800円であったものを無料化とした。非課税世帯の方は今まで無料であったが、全員を無料化にするということで、町会の掲示板などには特定健診のお知らせに「無料」の文字が大きく目立つようなポスターなども掲示させていただいた。また受診期間も従前は6月から10月末だったものを、1月末までに延長することも今年度予定している。さらに日曜の健診についても、10月に市立病院のご協力をいただき、健康まつりの時に一緒に日曜日も健診できる日を設けて、受診率向上の取組をさらに進めていきたいと思う。資料にあるとおり、昨年度の蕨の特定健診の受診率はその前の年の38.1%から41%に、約3ポイント弱上昇している。県の平均が40.1%であるので、県の平均を上回るということで、皆さんのご協力には重ねてお礼を申し上げ、今年度、今申し上げたような取り組みを通じて、さらに受診率の向上を図っていきたいと思う。

また、今年度は各種がん検診を拡充させようということで、受診券を既に送付させていただいたが、例えば乳がん検診を個別健診にするとか、あるいは新たに今年度から前立腺がん検診を100名の予定ということでスタートしたところ、受診券を配布して約一週間で300名程の申し込みがあり、できるだけ申し込みがあった方には対応しようということも今進めている。

そしてこの医療保険制度でいえば、大変大きな制度変更があり、国の法改正によって、昨年の12月2日をもっていわゆる紙の保険証の新規発行が行われなくなるということで、対応をずっと市のほうでもやってきた。その時に「保険証は使えなくなってしまうのか」という問い合わせに対して、「今交付している保険証は期限まで使えます」というアナウンスをしてきたが、国保にしても後期高齢者にしても、保険証の有効期限が7月末で期限を迎えたということから、この間その対応をずっと進めてきた。75歳以上の後期高齢者については、マイナ保険証を持っている人も持っていない人も全員に資格確認書を交付して、8月からは、その資格確認書で受診ができるのでご安心くださいということで市として対応してきた。国保の方については、マイナ保険証を持っていない方については、資格確認書をお送りする、持っている方については、資格情報のお知らせをお届けするということで対応してきた。そうはいっても国保の方でマイナ保険証を登録しているんだけれども、実際に使うのは心配だという方もいらっしゃる。そういう方には、マイナ保険証の操作に自信がないということで申請していただければ、資格確認書を交付するという対応もしております、それなりの申請もあった。保険証というのは、医療に係る国民皆保険の一番大事な制度であるので、そのような対応を通して、支障をきたさないよう一生懸命対応してきて

いるという状況である。国も状況に応じて、少し対応が変わってきた面もあるが、国の動向にも的確に対応しながら、皆さんのが安心して医療を受けられるような取り組みを進めていきたいと思っている。

本日の審議事項については、一つは令和6年度の決算についてである。収納率については、収納率向上の取組をずっと続けており、6年度の現滞合計でいえば84.3%と、前の年より若干上昇することができた。現滞合計でいえば、一番低かった平成20年度は50%であったので、それから16年くらい連続して現滞合計の収納率が84.3%まで向上してきたということで、税の公平性の確保や、財政の健全化という点でも、この取り組みを引き続き強めていきたいと思っている。もう一つの議題としては、会長のお話にあった、国保の広域化への対応ということで、急激な上昇にならないよう段階的に税率の見直しということについて、委員の皆様には大変なご苦労をいただいて、見直しをこの間何回か進めてきた。会長のお話にあったとおり、蕨市は長く4方式の課税方式であったが、今多くの自治体は2方式に順次移行しており、2方式にしていく必要もあり、何といつてもまだ標準税率との差がそれなりに残されていることもありますので、なかなか厳しい状況ではあるが、税率の改定、見直しについても議題とさせていただきたい。今の財政状況、いわゆる、標準税率と蕨市の現行税率との乖離がどうなっているかということも含めて、担当からご説明をさせていただきたいと思う。課題も多い状況ではあるが、国保というのは、国民皆保険を支える重要な制度であるので、将来にわたって円滑に運営できるよう、特に会長からのあいさつにあったとおり、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年問題にまさに今突入しているという中で、将来に渡って国保が安定的に運営できるよう皆様と一緒にしっかりと取り組んでいきたいと思っている。引き続きのお力添えをお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただく。本日はどうぞよろしくお願い申し上げる。

【4. 審議事項】

(1) 議案第1号 令和6年度蕨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

上記のことについて、事務局から説明した。

(議案第1号資料 令和6年度蕨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書(案)、

議案第1号資料 令和6年度蕨市国民健康保険特別会計歳入歳出事項別明細書(案)

資料1 令和6年度 蕨市国民健康保険特別会計決算見込(概要)、

資料2 令和6年度 決算(見込) 状況について(国保特別会計))

議案第1号 令和6年度蕨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、次のとおり質疑応答を行い、議案第1号のとおりとすることで了承された。

委 員： 令和6年度蕨市国民健康保険特別会計決算見込(概要)の歳出で、保健事業費の中に糖尿病性腎症重症化予防対策事業委託料とあるが、これは何か。

事務局： 糖尿病で通院中の方で、人工透析のリスクが高い方に対して勧奨を行い、参加していただいている方については、管理栄養士などの医療専門職による保健指導を行っている。内容的には面談2回と、電話面談2回の合計4回で、HbA1c 数値の改善を目指していく事業である。

委 員： 右側に記載の「保健指導終了者（新規14人・継続8人）」がそれか。

事務局： そのとおり。

委 員： 保健センターで対応してくれるのか。

事務局： 糖尿病の重症化予防については、委託事業で当課で実施している。

(2) 議案第2号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて
上記のことについて、事務局から説明した。

(議案第2号資料 資料3 埼玉県国保運営方針（第3期）について、
令和7年度国民健康保険税見直しスケジュール)

議案第2号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについては、次のとおり質疑応答を行い、継続審議となった。

委 員： 資料3の令和8年度一人当たり必要調定額と現行調定額の比較について、
令和6年度からの掲載となっているが、令和5年度の1人当たりの調定額の実績は。

事務局： 令和5年度は一人当たり調定額97,347円。これは決算上の数字で軽減後の調定額であり、お示ししたグラフの調定額については、軽減前の調定額のためかなり乖離がある。調定額の実績は、決算で把握している数字になってしまふため、比較にならず申し訳ない。

委 員： 令和5年度の税率改正協議時に不足率として何パーセント値上げしているのか。

事務局： 令和5年度の決算値では税率改正の協議はしていないため、不足率というかたちでは試算をしていない。

委 員： 令和6年度に改定しているのか。

事務局： 改定しているが、令和5年度の決算値での不足率は、試算していない。

委 員： 令和4年度の一人当たり調定額も教えていただきたい。

事務局： 決算上の数字では、令和4年度一人当たり調定額98,246円。ご参考までに申し上げると、令和6年度の決算上の一人当たり調定額は108,457円。

委 員： 保険税水準の統一は12年度までになったのか。

事務局： 令和9年度は、収納率格差を反映した統一で、県内収納率に応じた税率のかたちの準統一、令和12年度は完全統一と言って、県内どこに住んでいても全部同じ税率の統一になる。一旦は令和9年度に市標準税率というものに合わせることが目標とされており、9年度も目標年次は現在のところ変わっていない。

委 員： そうすると、いつまでに赤字を解消すればいいのか

事務局： 県運営方針においては令和8年度を目標としている。

委 員： 一般会計繰入金を9年度までに0にするという方針だと思うが、最悪10年度、11年度でもいいのか。

事務局： 令和9年度に市の標準税率を目指すためには赤字を解消する必要がある。

委 員： 延長ができないなら、県運営方針の目標年次である8年度に合わせてやるか、赤字を減らしてあと県運営方針の目標より1、2年先送りしにして解消するかの2つの方法しかない。県運営方針は令和5年に策定されており、それに合わせて蕨市としても税率改正をしてきた。経済状況等を踏まえて含みを持たせた場合、遅れをとることになる。それがいいのか、県からの蕨市への評価に問題が生じるのかはわからないが、こうした物価高騰下であるので、可能であれば含みを持たせた方がいいのではないかと思う。

委 員： 賦課方式を2方式に変えて、繰入金も0にする。それで赤字解消ラインに

持っていくことは、被保険者にかなりの負担がかかってくるので大変なことになると感じている。県全体が保険税の統一を目指す中で、蕨市が赤字の解消を後ろ倒しにした場合に、県や国からのペナルティはあるのか。

事務局： 保険者努力支援制度という制度があり、保険者の努力に応じて加点減点がある。例えば特定健診の受診率が上位だった場合はプラス10点といったような、点数に応じて交付金が交付されるが、赤字が解消できないままだと、そこに減点というかたちで、国からの交付金が減らされるペナルティがある。

委 員： 特定健診の受診率や保険税の収納率向上など蕨市としても色々と努力している。令和8年度までの赤字解消については、蕨市だけでなく、県内の多くの市町村が悩んでいると思う。令和7年度の保険税調定額不足分の見込11.8%が令和8年度には大幅に広がるし、このまま改正しないと不足分はますます広がるので、税率の改正は仕方ない。

委 員： 20%の値上げは、過去最大か。

事務局： そのとおり。

委 員： 賃金が上がり物価高騰している中で、被保険者に対して負担のお願いをするのが心苦しい。県に対して蕨市としての意見は伝えてきているのか。

事務局： 県の財政ワーキンググループに年に6回ほど課長が参加しており、その中で令和9年度保険税の統一を目指すのが適切か、物価高騰や社会情勢を鑑みて、令和12年度の完全統一では駄目かということを県に対して何回も意見を申し上げてきた。

委 員： 今後医療はさらに高度化するし、高額な薬剤も出てくるので、多少の値上げは仕方ないと思う。

委 員： 今後、改定案は示されるのか。

事務局： 赤字解消が見込める20%値上げした場合と、赤字を増大させない程度の値上げをした場合の2パターンを提示し、具体的にモデルケースの比較でご検討いただきたい。

(3) その他について

- ・令和7年度年次更新について

上記のことについて、事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

(資料4 令和7年度年次更新について 参照)

委 員： 保険税滞納者への資格確認書・資格情報のお知らせはどのような対応か。

事務局： 短期被保険者証については、保険証廃止に伴い廃止となっているため、現在発行していない。資格確認書・資格情報のお知らせについては、滞納の有無にかかわらず、発行している。

委 員： 滞納者に発行した資格証明書の数は把握しているか。

事務局： 全ての被保険者が保険診療を受けられるように、資格情報のお知らせもしくは資格確認書を送付しているので、特に滞納者の有無は確認していない。

委 員： 「マイナ保険証利用登録の解除申請について」の解除理由はどのような内容か。

事務局： マイナンバーカードを持ち歩き紛失するのが不安という方が一番多い。

【5. 閉会】

本日の議題については全て終了した。以上をもって、本日の「蕨市国民健康保険運営協議会」を閉会する。大変お疲れ様でした。

以上